

子ども・子育て新制度における 1号・2号・3号利用者負担について【案】

平成27年 1月29日

保健福祉部 子育て推進課

子ども・子育て支援制度における田辺市の利用者負担について

I はじめに

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」により、幼児期の学校教育、保育、地域の子育て支援を総合的に進める「子ども・子育て支援新制度」(以下「新制度」という。)が、平成27年度から本格施行の予定とされております。

新制度では、認定こども園・幼稚園・保育所等を通じた共通の給付(施設型給付・地域型保育給付)が創設され、田辺市では、新制度の実施主体として、以下の①から③に認定をした利用者負担額を設定する必要が生じてきました。

- ①教育標準時間認定を受けた子ども(1号)
- ②保育認定を受けた満3歳以上子ども(2号)
- ③保育認定を受けた満3歳未満子ども(3号)

こうした状況を踏まえ、国から示された「子ども・子育て関連3法」をはじめ、国の子ども・子育て会議や自治体向け説明会の資料について理解を深めながら、田辺市の幼稚園保育料・保育所保育料の料金体系、公費負担と利用者負担の現状、利用者の状況等、様々な観点を考慮し、新制度における田辺市の利用者負担についての考え方を示すものであります。

II 田辺市の現状について

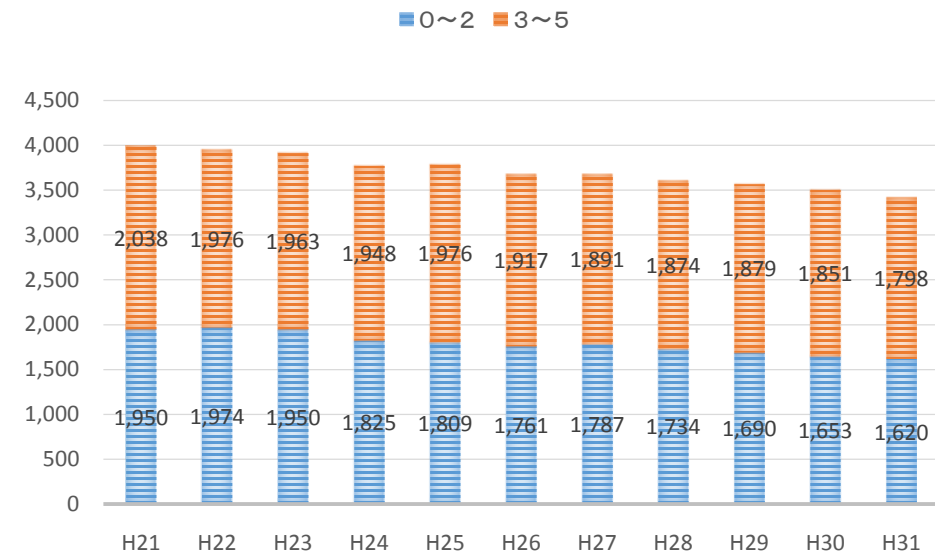
1. 幼児期の学校教育、保育の現状

本市には、平成26年5月1日現在、幼稚園10園あり、このうち公立は4園、私立は6園(5園の内1園は認定こども園として平成26年4月より開所、平成27年4月開所に向け1園が準備中、1園は休園)あり、幼稚園の入所者数は797人です。

また、平成26年5月1日現在、認可保育所18所(園)、へき地保育所7所(園)の25所(園)あり、公立認可保育所10所(園)、公立へき地保育所5所(園)公立民営へき地保育園は2園、私立認可保育所7所、認定こども園1園であり、保育所の入所者数は1,609人です。

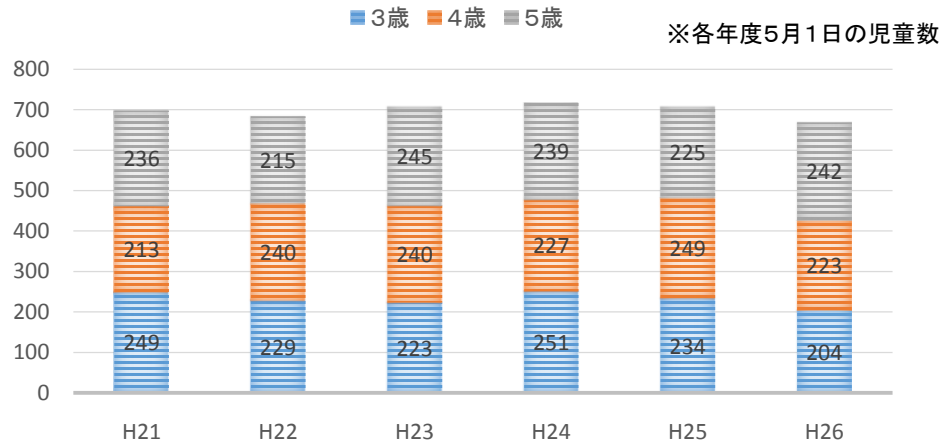
田辺市の0歳から5歳までの人口推移)

平成21年から平成26年までの人口推移は各年3.31現在の人口、平成27年度から平成31年度については、平成21年度から平成25年度までの住民基本台帳人口を用い、コーホート変化率法により推計を行ったものであります。

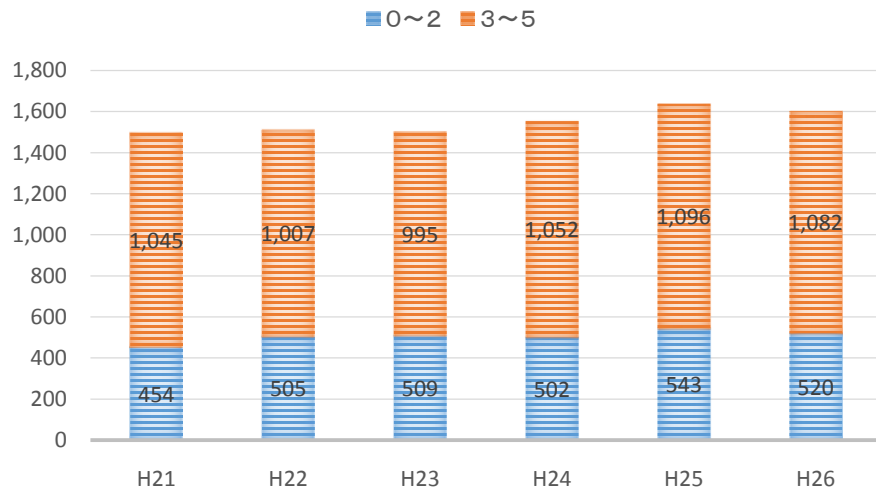


子ども・子育て支援制度における田辺市の利用者負担について

(幼稚園の入所児童数の推移)

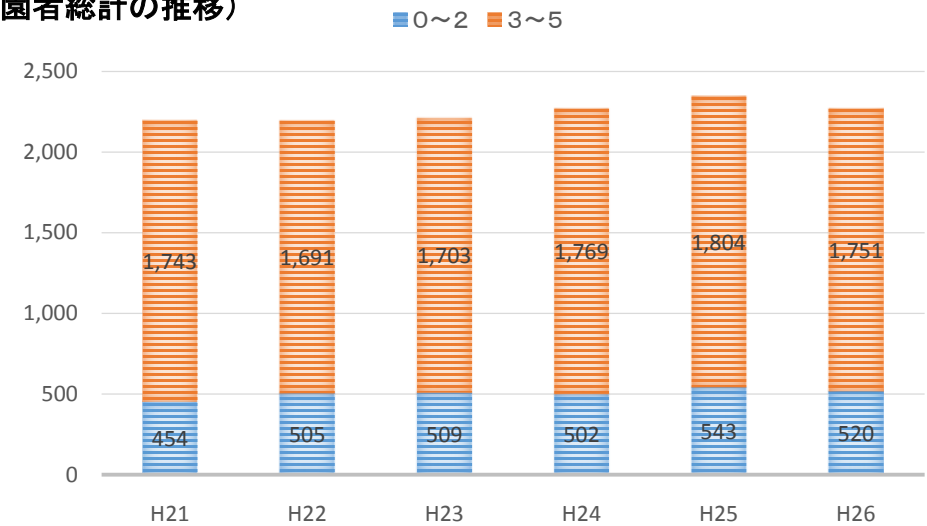


(保育所入所者数の推移)



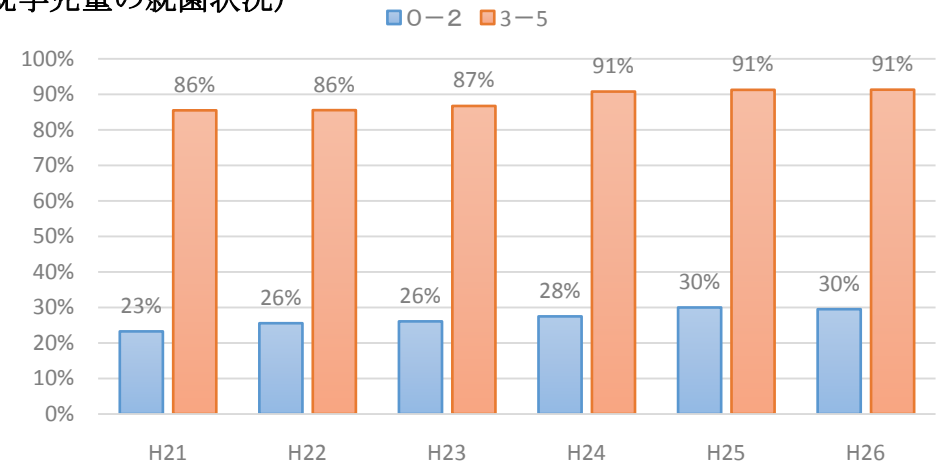
※入所者数について、平成21年度から平成25年度は3月末、平成26年度は4月1日の児童数

(就園者総計の推移)



※入所者数については、平成21年度から平成25年度は3月末、平成26年度は4月1日の児童数

(未就学児童の就園状況)



保育の必要性の認定について

◆子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、以下の認定区分に従い保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなる。

《認定区分》

- ・**1号認定：教育標準時間**（保育の認定を受けない方）※保育を必要とせず、幼稚園や認定こども園での教育のみを希望される場合は、本市の住民であり満3歳以上幼児
- ・**2号認定：満3歳以上・保育認定**
- ・**3号認定：満3歳未満・保育認定**

◆国は、保育の必要性の認定に当たっては、以下の3点について内閣府令等に基づき認定基準を策定することとしている。

- ・「事由」：保護者の労働又は疾病その他の事由（子ども・子育て支援法施行規則による）
- ・「区分」：保育標準時間認定又は保育短時間認定の区分（改正子ども・子育て支援法施行規則による）
- ・「優先利用」：ひとり親家庭や虐待の恐れがあるケースの子ども等（国の通知による）

◆就労事由については、その下限時間の設定について、つぎのとおり市町村において定めることとされている。
・保育の必要性に係る就労とは、1月48時間から64時間までの範囲内で、市町村が定める時間の就労とする。（ただし10年間の経過措置があり。）

《本市の対応》

本市における現状として、1日4時間かつ月7日以上基準及び現状の就労形態を踏まえ、月48時間の就労を下限として定める。

保育の必要性の認定基準について

区分(保育の必要量)について

◆新制度では、両親フルタイム等を想定した「保育標準時間(11時間 相当)」と、両親の両方又はいずれかがパートタイム就労を想定した「保育短時間(8時間相当)」の2区分を設定する。

その上で「保育標準時間認定」の保育必要量の下限は月200時間(就労時間の下限は1週当たり30時間)とされている。

※月200時間÷1日8時間×週6日×4.3週

◆そして、「就労」「就学」「親族の介護・看護」については上記区分により認定を行い、「妊娠・出産」、「災害復旧」、「虐待やDVのおそれがあること」については「保育標準時間」とし、「保護者の疾病・障害」「求職中」「育休中」については運用上、上記区分に分けないことができるものとされている。

《本市の対応策》

基本的に国の定めた区分の考え方に従うものとするが、「保護者の疾病・障害」については、上記区分に分ける。

また、「親族の介護・看護」、「就学」についての「保育短時間」の従事・就学時間の下限は1ヶ月当たり48時間とし、「保育標準時間」は従事・就学時間の下限は1ヶ月当たり120時間とする。

「育休中」、「求職中」については、「保育短時間」の区分とする。

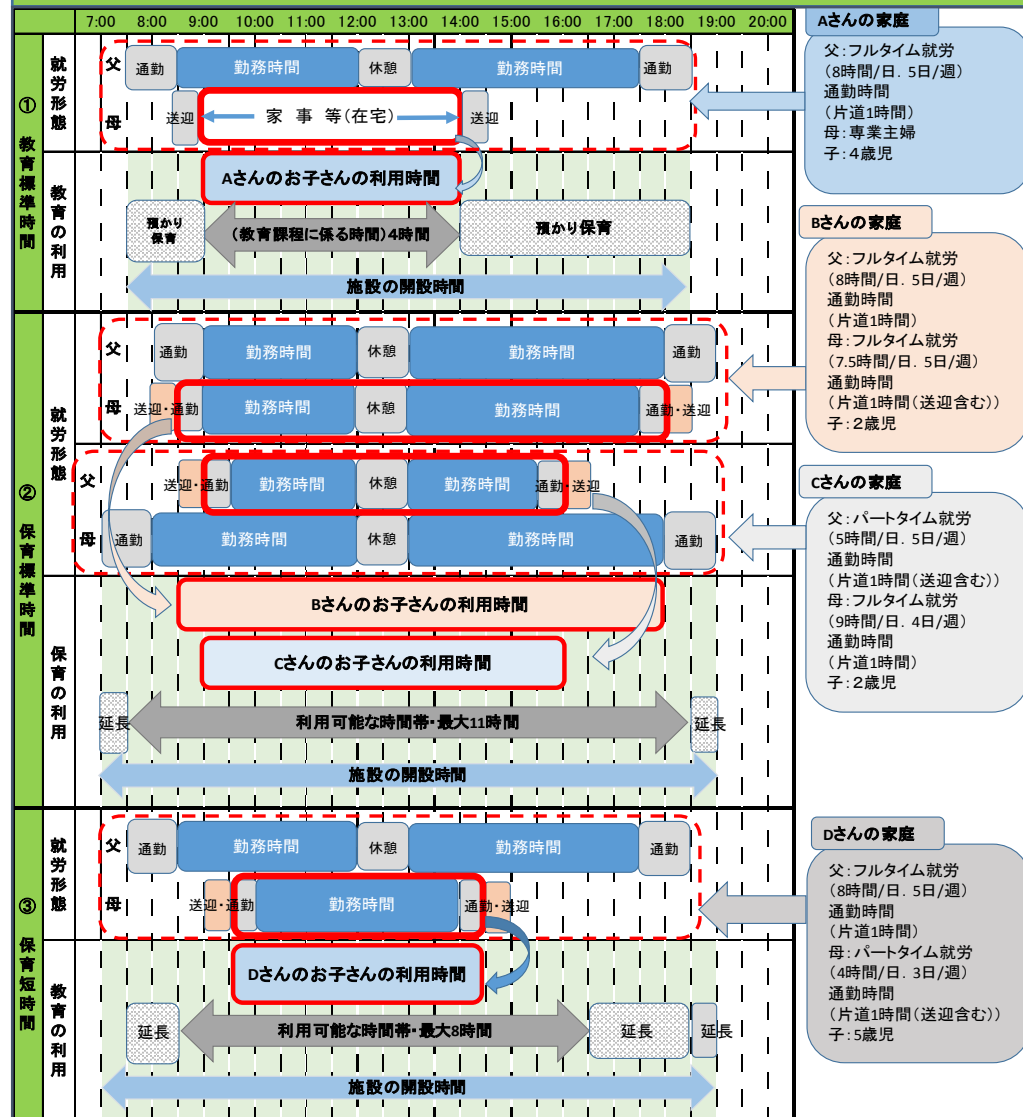
※対応策についての理由については、次ページに記載。

- ①「保育標準時間」……満3歳以上で保育を必要としない場合
- ②「保育標準時間」……両親ともフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合
- ③「保育短時間」……両親の両方またはいずれかがパートタイム(1ヶ月48時間以上120時間未満)で就労する場合

※「保育標準時間」と「保育短時間」の区分はご家庭の状況により決まります。

ご家庭の就労形態パターンによる教育・保育の利用イメージ

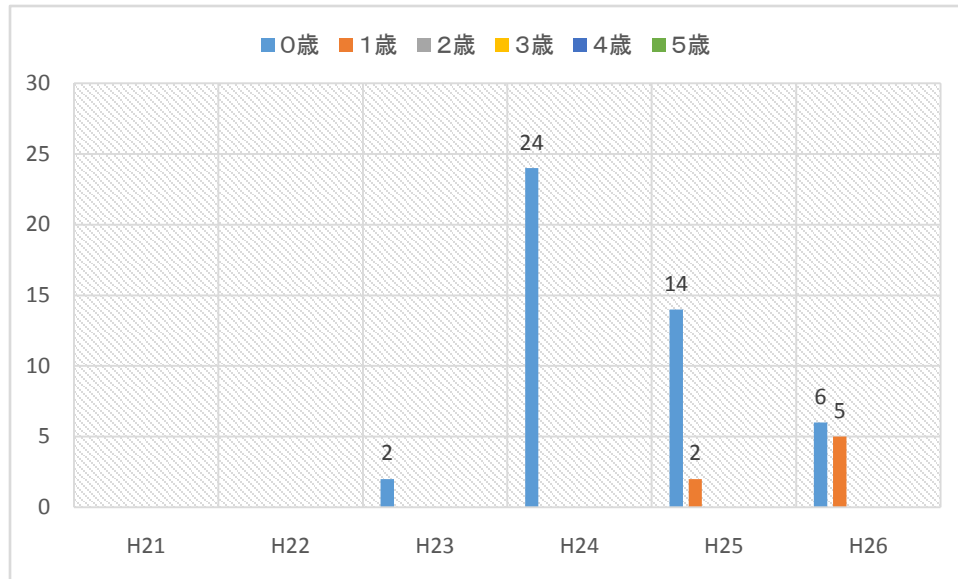
1日のタイムスケジュール例



※施設の開設時間は、施設毎に異なります。

子ども・子育て支援制度における田辺市の利用者負担について

(田辺市における待機児童数の推移)



※H25年度までは3月末時点、H26年度は10月末時点

年度当初においては、待機児童はゼロであるが、年度途中から0歳及び1歳の待機児童が発生する状況であるが、年度により待機数に変動がある。

2. 現在の利用者負担について

(1) 幼稚園保育料について

私立幼稚園(認定こども園の幼稚園部を含む)の保育料については、各園が独自に料金を設定しています。保護者の負担軽減を図るため、所得等に応じて就園奨励費補助金が支給されており、実質応能負担になっています。園によっては、給食費や教材費等の実費徴収が含まれています。

また、公立幼稚園の保育料については、平成11年度以降は月額5,500円(定額)で、所得等に応じて半額減免、全額減免を行っています。給食費や教材費等は、別途実費徴収しています。

(2) 保育所保育料について

保育所保育料は、公立・私立とも同一で、国の基準を基に、各市町村が地域の実情に合わせて設定することとされており、田辺市では、国の基準に約8割を乗じた額を基本としており、へき地保育所については、認可保育所の利用者負担に約4割を乗じた額を基本としている。

へき地保育所については、自園調理ではなく、秋津川保育所は城山台給食センターから、龍神地区の3園は、龍神調理場から、本宮地区の2園は、うらら館の調理場より搬入をしており、5,000円/月の給食代を徴収しているところがあります。

このように認可保育所とへき地保育所の1ヶ月当たりの保育料利用者負担は違いがあるものの、給食代を含めた場合、へき地保育所は認可保育所の約5.5割を乗じた額となっております。

※毎年、個々の保護者負担については、前年度の所得を基に仮決定を行い7月に保育料を決定している。

子ども・子育て支援制度における田辺市の利用者負担について

Ⅲ 新制度における利用者負担について

1. 国が示す新制度の利用者負担の考え方

「子ども・子育て関連3法」をはじめ、平成26年6月4日の自治体説明会の資料において、利用者負担のイメージ(以下「利用者負担国庫基準(案)」という。)が示されました。現時点で、国から示されている主な内容は、次のとおりです。

- (1) 新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める(応能負担)こととされており、現行の「幼稚園、保育所の水準を基に、国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとされています。
- (2) 所得階層の区分を決定するに当たっては、市民税額を基に行うこととされています(保育所の利用者負担を決定する税額は、所得税額から市民税額への変更となります)
- (3) 利用者負担国庫基準(案)は次の表のとおりであるが、国が定める水準は、1号給付、2・3号給付それぞれに於いて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準とされています。
- (4) 利用者負担の決定については、市町村民税の賦課決定時期が6月となることから、8月以前は前年度分、9月以降は当該年度分の市町村民税により決定する。

	教育標準時間認定(1号)	保育認定(2・3号)
国が定める水準	現行の幼稚園就園奨励補助金を考慮して、利用者が現在、負担している利用料を設定されている(全国の平均保育料から就園奨励補助金を控除したもの)	現行の保育所運営費による保育料設定を考慮して設定されている(現行の徴収基準額表のとおり)
所得階層区分	5階層 (現行の幼稚園就園奨励補助金の区分と同じ)	8階層 (現行の徴収基準額表のとおり)
保育標準時間と保育短時間	—	保育短時間は保育標準時間の▲1.7%を基本に設定

2. 新制度における田辺市の利用者負担の基本的な考え方

国の基準を踏まえ、次に掲げる考え方を基本とします。

(1) 応能負担とします

1号認定こどもの利用者負担は、新たな料金体系を設定することとされており、国が現行の就園奨励費を基にした利用者負担の考え方に沿って、新制度に移行する幼稚園及び認定こども園の教育標準時間の保育料を市民税額による5階層の応能負担としました。利用者負担額については、市内私立5園の入園料や給食費、教材費、施設整備費等を含まない保育料の平均額を基に、2号認定こどもの利用者負担額との均衡を図るとともに、保護者の負担が現行制度より著しく大きくなるように配慮し、設定しました。

市立幼稚園については、新制度に移行する中で、現行料金と大きな乖離があるため、当分の間は段階的に引き上げ、公私の差をなくして行きます。

2号・3号認定こどもの利用者負担は、保育標準時間について現行の徴収基準額が示されていることから、現行の水準を基本に設定します。

さらに、多子世帯に対する軽減措置として、1号認定については、幼稚園年少から小学3年生までの範囲で、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については無料とし、2・3号認定については、小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については無料とします。

(2) 階層区分の定義を市民税額とします

利用者負担国庫基準(案)は、市民税額に基づいた体系であることから、本市においても階層区分の定義を市民税とします。

(3) 保育標準時間・短時間の区分を料金設定します

利用者負担国庫基準(案)が、保育の利用時間に応じて、料金表を設定しておりこれに基づき本市も区分を設定することとします。また、国は利用者負担額の限度を給付単価を限度としており、年齢区分を現行の3歳未満及び3歳以上の月額区分について、3歳未満・3歳児・4歳以上の3区分にすることとします。

(4) 施設・事業を問わず、認定区分毎の同一料金表を適用します

国が定める水準は、1号認定、2・3号認定それぞれにおいて施設・事業の種類を問わず同一の水準とされていることから、本市においても国の考え方を踏まえ、同一の料金表を適用します。

新制度利用者負担(案) [幼稚園(1号認定)]

※議会において新年度予算審議により決定

現行の保育料等	
【国の現行】	料金体系なし
【田辺市の現行】	
市立幼稚園	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 入園料 500円 保育料 5,500円 </div>
私立幼稚園及び認定こども園(幼稚園部)	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 入園料 各園独自に設定 30,000円 保育料 各園独自に設定 17,000円~29,000円 </div>



新制度の利用者負担(案) (H27)					
階層区分	推定年収	定義	国の基準	私立幼稚園 認定こども園	市立幼稚園
第1階層	-	生活保護世帯	0	0	0
第2階層	~270万円	市町村民税 非課税 世帯 (所得割 非課税 世帯を含む)	3,000	2,000	2,000
第3階層	~360万円	所得割 課税額 77100円以下	16,100	8,000	6,000
第4階層	~680万円	所得割 課税額 211200円以下	20,500	13,500	7,000
第5階層	680万円~	所得割 課税額 211201円以上	25,700	17,000	8,000

(円)

※幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に、2人目は上記の半額、3人目以降については0円とします。

※上記利用者負担額には、入園料、給食費、その他の保育料以外の費用は含みません。園によっては、利用者負担額以外に諸経費やバス代などが必要になる場合があります。

※市立幼稚園については、当分の間段階的に引き上げ、私立幼稚園等と同水準にしていく予定です。

(「推定年収」は夫婦(片働き)と子供2人世帯の場合のおおまかな目安。内閣府説明資料より)

☆利用者負担額については、国の基準額が確定後決定する予定ですが、ここでは本市の利用者負担の基本的な考え方を示したものです。

現行利用者負担・新制度国の基準

階層区分	定義	国の現行の費用徴収基準(3歳未満)	国の現行の費用徴収基準(3歳以上)	保育料月額			
				認可保育所		へき地保育所	
				3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
第1階層	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
第2階層	非課税	9,000	6,000	7,500	5,000	3,000	1,500
				83.3%	83.3%	40.0%	30.0%
第3階層	課税	19,500	16,500	15,000	13,000	6,000	3,900
				76.9%	78.8%	40.0%	30.0%
第4階層	40,000円未満	30,000	27,000	25,000	23,000	10,000	6,900
第5階層	40,000～102,999円	44,500	41,500	25,000	23,000	10,000	6,900
				83.3%	85.2%	40.0%	30.0%
第6階層	103,000～412,999円	61,000	58,000	40,000	31,000	16,000	9,300
				89.9%	74.7%	40.0%	30.0%
第7階層	413,000～733,999円	80,000	77,000	55,000	34,000	22,000	10,200
				90.2%	58.6%	40.0%	30.0%
第8階層	734,000円以上	104,000	101,000	75,000	40,000	30,000	12,000
				93.8%	51.9%	40.0%	30.0%
				90,000	50,000	36,000	15,000
				86.5%	49.5%	40.0%	30.0%

平均 86.3% 68.9% 40.0% 30.0%



階層区分	推定年収	定義	国の基準(3歳未満)		国の基準(3歳以上)	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
			第1階層		生活保護世帯	0
第2階層	～260万円	市町村民税非課税世帯	9,000	9,000	6,000	6,000
第3階層	～330万円	所得割課税額48,600円未満	19,500	19,300	16,500	16,300
第4階層	～470万円	所得割課税額97,000円未満	30,000	29,600	27,000	26,600
第5階層	～640万円	所得割課税額169,000円未満	44,500	43,900	41,500	40,900
第6階層	～930万円	所得割課税額301,000円未満	61,000	60,100	58,000	57,100
第7階層	～1130万円	所得割課税額397,000円未満	80,000	78,800	77,000	75,800
第8階層	1130万円以上	所得割課税額397,000円以上	104,000	102,400	101,000	99,400

新制度利用者負担(案)

〔認可保育所・へき地保育所〕

※議会において新年度予算審議により決定

階層区分	定義	保育料月額				
		認可保育所		へき地保育所		
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	
第1階層	生活保護世帯	0	0	0	0	
第2階層	前年度市町村民税額	7,500	5,000	3,000	1,500	
第3階層		15,000	13,000	6,000	3,900	
第4階層	40,000円未満	25,000	23,000	10,000	6,900	
第5階層	40,000～102,999円	40,000	31,000	16,000	9,300	
第6階層	前年度所得税課税世帯で所得税額が次の区分	103,000～412,999円	55,000	34,000	22,000	10,200
第7階層		413,000～733,999円	75,000	40,000	30,000	12,000
第8階層		734,000円以上	90,000	50,000	36,000	15,000



階層区分	推定年収	定義	認可保育所									へき地保育所			
			3号認定(3歳未満児)			2号認定						3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
			標準時間	短時間	標・短時間差	3歳児			4歳児以上						
						標準時間	短時間	標・短時間差	標準時間	短時間	標・短時間差				
第1階層		生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第2階層	～260万円	市町村民税非課税世帯	7,500	7,500	0	5,000	5,000	0	5,000	5,000	0	3,000	1,500	1,500	
第3階層	～330万円	所得割課税額48,600円未満	15,000	14,800	-200	13,000	12,800	-200	13,000	12,800	-200	5,900	3,800	3,800	
第4階層	～470万円	所得割課税額97,000円未満	25,000	24,600	-400	23,000	22,600	-400	23,000	22,600	-400	9,800	6,800	6,800	
第5階層	～640万円	所得割課税額169,000円未満	40,000	39,400	-600	31,000	30,400	-600	24,000	23,400	-600	15,800	9,000	7,000	
第6階層	～930万円	所得割課税額301,000円未満	55,000	54,100	-900	32,000	31,100	-900	26,000	25,100	-900	21,600	9,100	7,500	
第7階層	～1130万円	所得割課税額397,000円未満	75,000	73,800	-1,200	33,000	31,800	-1,200	27,000	25,800	-1,200	29,500	9,500	7,700	
第8階層	1130万円以上	所得割課税額397,000円以上	82,000	79,000	-3,000	36,000	32,000	-4,000	30,000	26,000	-4,000	31,600	9,600	7,800	

※新制度における利用者負担については、国の給付単価についての詳細が示されていないことから、基本単価を上限としており、あくまでも基本的な考えのもとでの利用者負担額としている。

新制度に伴う延長保育のあり方について(案)

1. 概要

平成27年4月から施行される子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という。)の開始により「保育標準時間(最長11時間)」利用と「保育短時間(最長8時間)」利用に区分がされます。これに伴い、延長保育時間が異なることから、新制度における本市の延長保育料についてのあり方や方針について定める。

2. 現行の延長保育料について

「受益と負担」の公平性の確保の観点から、サービス提供に要するコストを基礎として、サービスを利用する方と利用しない方の公平を図るため、そのコストの一部を料金化することを基本として、平成17年5月より延長保育料として徴収をしている。

また、保護者の労働時間及び通勤時間やその他家庭の状況等を考慮したうえで、公立保育所の延長保育料の対象は11時間を越える時間を対象としていることから、開所時間11時間以上の保育所のうち、11時間を越える時間帯を延長保育料の対象としている。

15分につき100円として、月単位で徴収

※延長保育料の減免

児童の属する世帯が生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯(以下「被保護世帯等」という。)であるときは徴収をしない。

3. 新制度における延長保育料について

(1) 「保育標準時間」利用

原則的な保育時間を8時間としつつ、通勤時間や休憩時間を考慮し、最長11時間であることから、現行の設定と差異はないため、同様の徴収を継続。

(2) 「保育短時間」利用

国のFAQによると、保育短時間認定の子どもの保育時間(利用時間)については、施設毎に、例えば9時～17時までといった一律の時間帯を設定することを想定している。

このことから、市内の認可保育所においては、8時30分～16時30分を保育時間と設定。

①延長保育時間

8時30分～16時30分を保育時間とし、この8時間を越える時間帯を延長保育とします。

②延長保育に係る経費

延長保育時間を越える場合は延長保育料の対象として徴収をします。

新制度に伴う延長保育のあり方について(案)

(3)「保育短時間」利用における延長保育料徴収

①延長保育時間の設定

8時30分～16時30分を保育時間とし、この8時間を越える時間帯を延長保育とします。

②低所得者層への配慮

「保育短時間」利用は、パートタイム就労や求職中の保護者であり、保護者の就労状況等により保育を必要とする8時間の時間帯が異なります。

例)

- ア 1ヶ月の就労時間は120時間に満たないものの、1日の就労時間が8時間以上となるような就労を常態としている場合。
- イ 1日の就労時間は、8時間未満ですが、勤務時間対の関係から、常態として施設が設定する保育短時間対を越えて施設を利用せざるを得ない場合。

などである場合、市町村が認める場合には保育標準時間認定とすることは可能。

◆延長保育料【案】

1. 延長保育料は、15分につき100円

新制度の考え方は、保護者が第一義的な責任を有するという趣旨の基「保育の必要性」に応じて保育をするというものであり、利用者負担についても同じ考え方であることから、延長保育料についても同様とする。ただし、保育短時間認定について、配慮が必要な場合において、保護者からの申請に基づき、必要と認めた場合において、保育標準時間認定に変更をすることにより、利用者負担の公平を保つこととする。

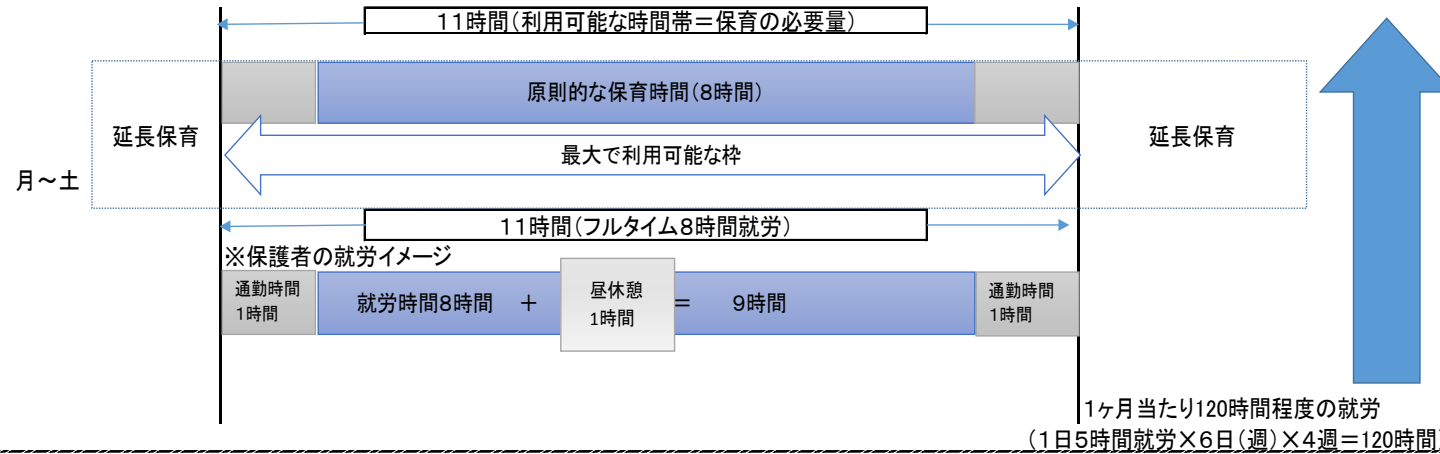
◆周知等について

- 支給認定を2月に予定していることから、保育短時間認定者について周知を行う。
- 私立保育所について、市の考え方の説明予定

新制度に伴う延長保育イメージ図

【保育必要量のイメージ】(月から土曜日開所の場合)

【保育標準時間】(開所時間は市町村、施設・事業毎に定める)



【保育短時間】(開所時間は市町村、施設・事業毎に定める)

